

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立巻堀小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起りうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校を作るために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条】

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 児童に培う力とその取組

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- (5) 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

2 教職員による指導について

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深め

る。

- (2) 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人权感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 学校全体としての取り組み

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- (2) いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- (4) 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会として取組を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 保護者・地域に対する取組

- (1) 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学級懇談会、巻堀小学校区教育振興協議会 学校関係者評価委員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

III いじめの早期発見・早期対応のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 児童の様子を担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (4) いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (5) いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (6) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (7) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

2 いじめへの早期対応のために

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- (4) いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- (5) いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と

連携し合っていくことを伝えていく。

3 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめが疑われる情報を得た場合（観察・本人、保護者、友達、アンケートでの訴え・面接等）は、すぐに校長、副校長、生徒指導主事に報告する。その後速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめと認定するか検討し、対応策を協議する。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

IV 校内体制について

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、定例の職員会議において、いじめについての情報交換や協議を行う。また、次の機能を担う「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会の中に設置）を設置する。

1 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任

2 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかる児童の主体的な活動の推進

3 開催時期

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで隨時開催とする。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
(2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
(2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
(3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
(4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
(5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
(6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
(7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようになるため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。